

胃部検診

1. 日程

月/日	受付時間	会場	対象地区
8/4	午前8時~午前9時	中条新田大字事務所	信条・三沼
5	"	中条公民分館	中条・西所
6	"	中野公民分館	中野・中通
7	"	中之島村公民館	中之島・上通

●申し込みされた方は都合のよい会場で受診ください。

2. その他

- 当時は、予診書と検定料1,250円を持参ください。
- 申し込みされた方は、必ず受診してください。

“病は手から”

暑い夏は、食中毒がいちばん発生しやすい季節です。

昔から「食品衛生は、手洗いに始まり、手洗いに終わる」とよくいわれますが、手洗いこそ食品衛生の基本です。

恐ろしい食中毒の防止は、まず完全な手洗いの実行から――。



食品衛生週間8月3日~9日

お詫び

お詫び
都合により7月号の發行が遅れましたことをお詫びいたします。
また、8月号は9月号との合併号になりますので、あらかじめご了承願います。

心配ごと相談 ○毎週火曜日 午後1時~4時
(行政・人生相談も含む) ○中之島村公民館

休日在宅当番医のお知らせ

8月から9月の休日在宅当番医は下表のとおりです。内・外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

<内科>

<外科>

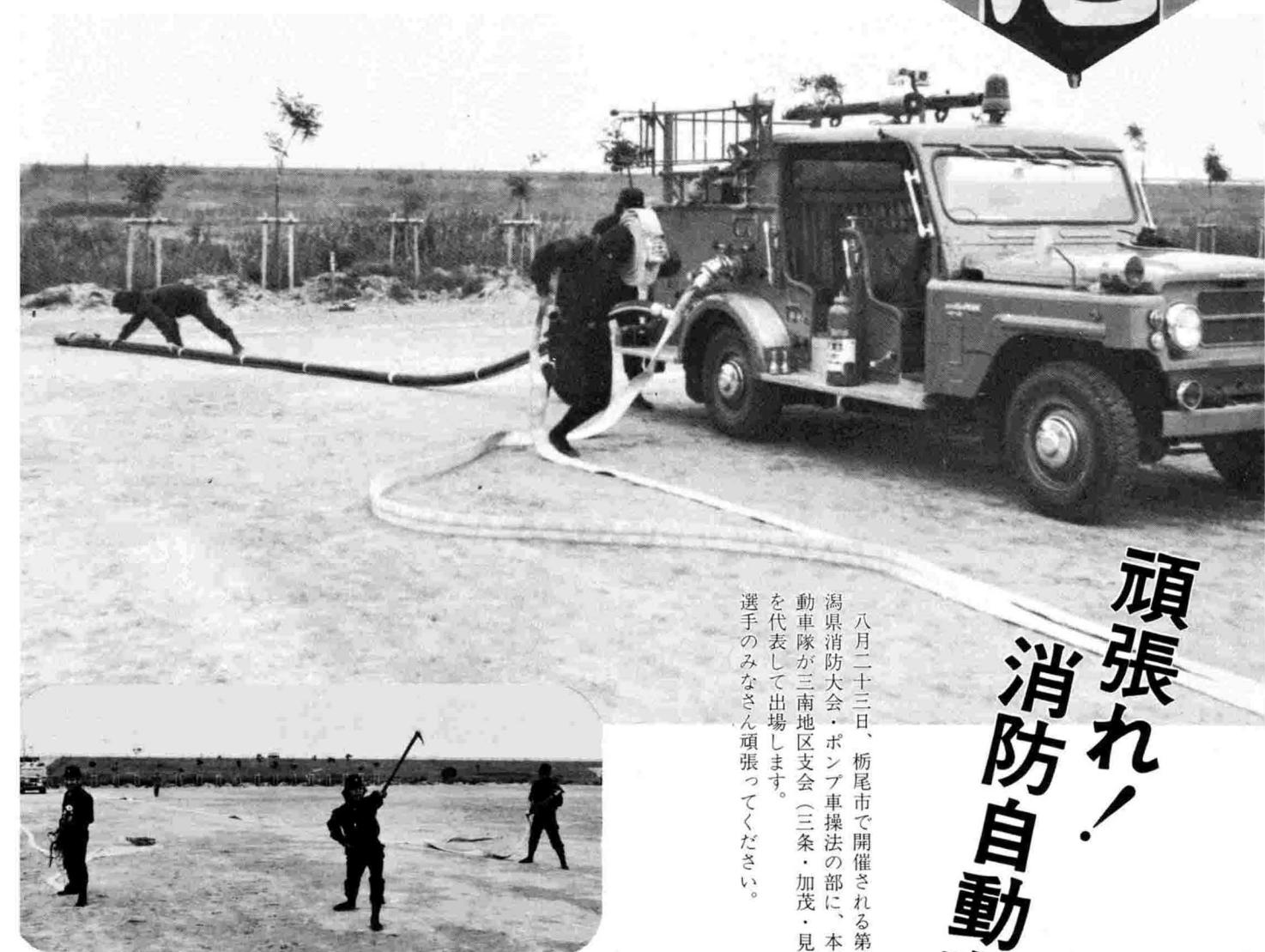
月/日	医院名	電話番号	医院名	電話番号
8/4	杏仁堂医院	(2)0123	寺師医院	(2)0137
9	富田医院	(6)2226	石川医院	(6)2140
15	星野醫院	(2)0998	佐々木医院	(2)2357
16	山喜医院	(2)0646	岩崎医院	(2)1222
23	星野醫院	(6)2103	金井医院	(2)0116
30	霜鳥医院	(2)0579	寺師医院	(2)0137
8/31	山谷医院	(2)0371	石川医院	(6)2140
13	内島医院	(6)2446	佐々木医院	(2)2357
15	小林医院	(2)0562	岩崎医院	(2)1122
20	堀医院	(6)2133	金井医院	(2)0116
23	杏仁堂医院	(2)0123	寺師医院	(2)0137
27	富田医院	(6)2226	石川医院	(6)2140

- ◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

広報
なかのしま

7月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎92586(6)2002



八月二十三日、栃尾市で開催される第三十二回新潟県消防大会・ポンプ車操法の部に、本村の消防自動車隊が三南地区支会（三条・加茂・見附・南蒲）を代表して出場します。選手のみなさん頑張ってください。

頑張れ!
消防自動車隊

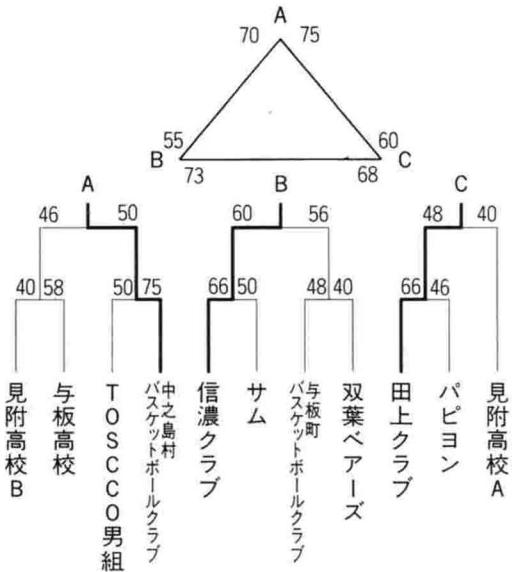
人口のうごき

6月30日現在

()内は前月比
人口 11,242人 (-3)
男 5,518人 (+3)
女 5,724人 (-6)
世帯数 2,240戸 (+1)

村内交通事故状況
()内は6月分

	件数	死者	傷者
56年	13 (5)	1 (0)	13 (5)
55年	25	2	24
54年	28	0	30

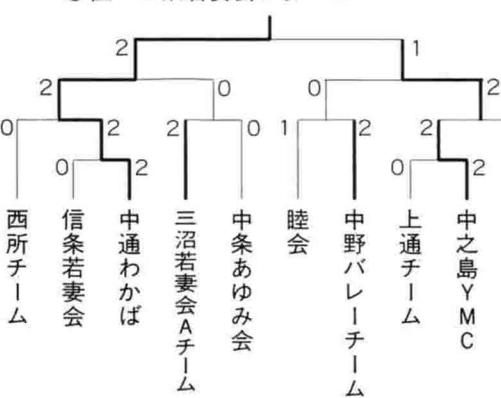


第二回 近郷バスケットボール大会

六月二十一日中之島中央小体育馆で、近郷のバスケットボール愛好チーム十チームが参加して、第2回近郷バスケットボール大会が開催されました。結果は次のとおりです。



優勝 中通わかば
2位 中之島YMC
3位 中野バレークラブ
3位 三沼若妻会Aチーム



第十三回 婦人バレー・ボール大会 優勝〈中通わかば〉

第十三回目を迎えた恒例の婦人バレー・ボール大会が、七月十九日中之島中央小体育馆で、十チームが参加して開催されました。結果は次のとおりです。

お詫び
先月号の「ロードレース大会」中学生の部で、十位の長谷川浩之君は吉田宏治君の間違いでいた。お詫びして訂正致します。

- 郡社会人選抜野球大会 ○八月二十三日(日)午前六時開会
- 早朝マラソン ○八月二十三日(日)午前九時開会
- 成人式 ○八月十五日(金)午前八時三十分～午後一時
- 中之島中央小体育馆及びグラウンド
- 中之島中央小体育馆
- 該当者 昭和三十五年四月一日
- 走行距離は二キロ・三キロ・五キロの三コース
- 参加申し込みは八月十日(日)午後五時まで
- 教育委員会事務局へ申し込みください。(電話でも可) 6-33-42

大竹邸記念館開館日

- 少年リーダー研修会 ○八月十一日(火)～十二日(水)
- 県立青少年研修センター(西蒲原郡巻町)
- 八月の催し物 ○毎月第1・第3金曜日
- 午前10時～午後3時

児童扶養手当 特別児童扶養手当

～8月分から引き上げられます～



児童扶養手当、特別児童扶養手当が昭和56年8月分からそれぞれ次の通り引き上げられます。

〈児童扶養手当〉()内は従来の額

- 児童1人 31,200円(29,300円)
- 児童2人 36,200円(34,300円)

〈特別児童扶養手当〉

- 1級 36,000円(従来33,800円)
- 2級 24,000円(従来22,500円)

「税金」というと、まず所得や相続税などの「直接税」を思い浮かべますが、税金にはこれらは別に、私たちの日常生活に深いかかわりのある身近なものとして、お酒やその他の品物にかかる間接税があります。清酒、ビール、ウイスキーなどの酒類にかかる税金を酒税といいます。酒税は、酒類が製造場から出荷されるときに、その値段の高いお酒には、出荷価格に税率をかけて計算する方法がとられているものもあります。

方法によるものが大部分ですが、税負担の公平をはかるため、出荷数量に税率をかけて計算する方法によるものが大部分です。

が、税負担の公平をはかるため、出荷価格に税率をかけて計算する方法がとられています。

方法によるものが大部分です。

が、税負担の公平をはかるため、出荷価格に税率をかけて計算する方法がとられています。